

新潟市前立腺がん集団検診実施要領

1 目的

前立腺がんの早期発見と早期治療を促進するため、前立腺がん集団検診（以下「検診」という。）を実施し、市民の健康の保持増進に寄与する。また、前立腺がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 対象者

- （１）新潟市に住民票があり、50歳から5歳間隔の年齢に該当し、職場等で受診の機会のない男性とする。年齢は、年度末に達する年齢とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。
- （２）対象者の確認は、受診券及び本人確認書類（新潟市国民健康保険加入者は、加入資格がわかるもの）により行う。
- （３）上記対象者のうち、下記の者は除く。
 - ア 対象疾患で受療中の者又は経過観察中の者
 - イ 入院中の者

3 受診回数

受診回数は、同一人につき5年に1回とする。

4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

5 検診機関

検診機関は、新潟県健康づくり財団が委託する検診機関（以下「検診機関」という。）とする。

6 検診方法

（１）問診

問診は、前立腺がん検診個人記録票（以下「個人記録票」という。）を用いて行い、同意の有無を確認する。問診時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日及び検診機関名を記載し、受診者へ返却する。

（２）PSA 検査

検診項目は、前立腺特異抗原（PSA）検査とし、血清中のPSAを測定する。

7 受診方法

受診者は、受診券及び本人確認書類（新潟市国民健康保険加入者は、加入資格がわかるもの）を持参し、集団検診会場で受診する。

8 検診に関する費用

（1）検診料

検診料は、別に定める委託契約書のとおりとする。

（2）一部負担額

ア 70 歳以上 無料

イ 50・55・60・65 歳 1,000 円（新潟市国民健康保険加入者は 500 円とする。）

ただし、受診者が次に掲げる者で、証明書の提出のあった場合は徴収しない。

a 生活保護法による被保護者

b 市民税非課税世帯に属する者

c 65 歳で後期高齢者医療制度に加入している者

（3）一部負担額の納付

受診者が、直接、検診機関に支払う。

9 指導区分

判定区分は、前立腺特異抗原（PSA）の判定基準（別表）により判断し、「精密検査不要」又は「精密検査必要」に区分する。

（1）「精密検査不要」と区分される者

別表判定基準により、「異常なし」「経過観察」であった者とする。

（2）「精密検査必要」と区分される者

医療機関において、精密検査を受診するように指導する。

精密検査は、「前立腺がん検診精密検査ガイドライン（別紙）」を参考に精密検査を実施する。

10 検診結果の通知

（1）検診機関は、「前立腺がん検診結果についてのお知らせ」に PSA 検査結果を記載し、各区は「異常なし」及び「経過観察」の者に結果を通知する。

（2）各区は要精検者とされた者に対し、「前立腺がん検診結果についてのお知らせ」「前立腺がん検診精密検査依頼書兼結果通知書」「問診票の写し」を添えて、医療機関で速やかに受診するよう指導する。

11 検診費用（市負担分）の請求と支払

- (1) 検診機関は、新潟県健康づくり財団へ連名簿を提出する。
- (2) 市長は、新潟県健康づくり財団から請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ適当と認めたときは、速やかにその費用を支払う。

12 事後指導及び報告

新潟市は、精密検査で「がん」又は「がんの疑い」と診断された者について、新潟市医師会に疫学調査を委託する。新潟市医師会は、その結果を速やかに新潟市に報告する。

13 委託契約の方法

検診機関については、新潟県健康づくり財団と新潟市が一括契約を行う。

14 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

15 その他

その他、新潟市前立腺がん集団検診の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成27年11月1日から適用する。

(生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例)

- 2 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から適用する。

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別 表 前立腺特異抗原（PSA）の判定基準値

判定をする際には、この表を基準とし判定する。（年齢は年度年齢とする。）

年 齢	精 密 検 査 不 要		精密検査必要
	異 常 な し	経 過 観 察	
50・55・60歳	～1.0未満	1.0～3.0未満	3.0以上
65歳	～1.0未満	1.0～3.5未満	3.5以上
70・75歳	～1.0未満	1.0～4.0未満	4.0以上
80歳以上	～1.0未満	1.0～7.0未満	7.0以上

単位:ng/ml

(別紙)

前立腺がん検診精密検査ガイドライン

精密検査依頼書兼結果通知書は以下の基準で診断のうえご記入ください。

1. 「前立腺がん」とは生検をして「がん」が証明された場合。
生検を省いて診断した場合はその旨を記載
2. 「異常なし」とされる例
 - 1) P S Aを再検して基準値を下まわった。
 - 2) 触診、年齢、その他検査から、泌尿器科での経過観察の必要性を認めない。
3. 「前立腺がんの疑い」とは
 - 1) P S Aは基準値を上回ったが経過観察している場合。
 - 2) 生検の結果「がん」が見つからないが依然として疑いがある場合があげられる。
4. その他
前立腺炎、前立腺肥大など。
「異常なし」「前立腺がんの疑い」に併記も可能。

精密検査の手順

- (1) 問 診
受診者が持参した問診票を参考とする。
P S A値に影響を及ぼす可能性のあるものとして、前日からの射精、バイクや自転車での来院、導尿、留置カテーテル、前立腺の炎症などがあげられているので留意する。
- (2) P S Aの再検査
必要に応じて、P S Aの再検査を行う場合には、直腸診の前に行う事が望ましい。
- (3) 直腸診
- (4) 経直腸前立腺超音波検査
経腹的超音波検査で得られる情報は限られるため、経直腸走査が望ましい。外来受診時での施行が困難な場合は、生検時に施行する。
- (5) 前立腺生検
前立腺生検の要否の決定は、泌尿器科に委ねる。
生検を回避する場合は、経過観察の必要性を十分に説明する。

生 検 方 法

6ヶ所（以上）生検について

生検にはBiopty, Magnam, TopNotchなどの自動生検装置（18G針）を用いる。

採取部位は、系統的に左右それぞれのperipheralzone（辺縁領域）の3ヶ所（Apex, Middle, Base）をR1, R2, R3, L1, L2, L3とする。

(1) 追加生検について

6ヶ所以上の追加生検は、以下の場合に行う。

- ① 前立腺容積が大きい場合（20ml以上）、TZ（移行領域）に追加。

- ② TRUS（経直腸的超音波像）上、異常を認める場合（前立腺がん病巣は、主に低エコー像であるが、左右両葉の対象性が失われている場合にも実施する。）

(2) 病理組織の依頼について

前立腺取扱い規約（第3版）に従い、以下について留意する。

- ① どの部位からのcoreがcancer positiveであるかを明記してもらうよう依頼する。（stagingのためにどのcoreのどの部に病変が存在するかが参考になる。）
- ② Gleason scoreを併記してもらうよう依頼する。
- ③ P I N（前立腺上皮内腫瘍）、A A H（異形腺腫様過形成）についても記載してもらうよう依頼する。

精密検査用紙の流れ

- ・精密検査を受診される時は、「精密検査依頼書兼結果通知書」（3枚複写）を持って受診して頂くよう、検診機関にご指導をお願いしております。

精密検査が終了後、④⑤の用紙を新潟市医師会メジカルセンターまでご送付をお願いいたします。

- 《精密検査用紙の流れ》
- ④ 精検医療機関→新潟市医師会
 - ⑤ 精検医療機関→新潟市医師会→検診医療機関
 - ⑥ 精検医療機関（控）

- ・生検が可能な施設に紹介する際には、紹介状の他に必ず「精密検査依頼書兼結果通知書」をそのままつけて病院に受診するよう指導する。
- ・精密検査協力医療機関名簿に変更がありましたら、早めにご連絡をお願いいたします。

新潟市医師会前立腺がん検診検討委員会